白子中学校ＰＴＡ総会資料

鈴鹿市立白子中学校ＰＴＡ会則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
第１号議案　令和５年度事業報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
第２号議案　令和５年度一般会計報告及び特別会計報告 ・・・・・・P.5
　　　　　　令和５年度会計監査報告
第３号議案　令和６年度ＰＴＡ役員・地区委員（案） ・・・・・・・P.6
第４号議案　令和６年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
第５号議案　令和６年度会計予算（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8
第６号議案　令和６年度ＰＴＡ会則の改定（案） ・・・・・・・・・・・P.9

※P.1～P.4，P.7，P.9はホームページ掲載資料参照
　P.5，P.6，P.8，P.10は配付資料参照

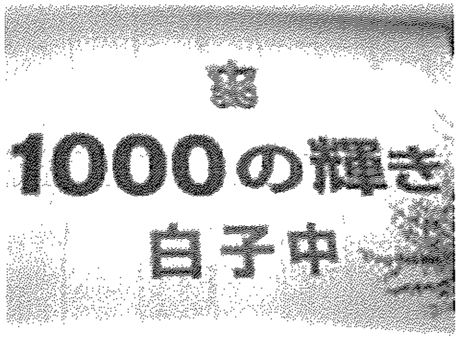

鈴鹿市立白子中学校ＰＴＡ会則　（案）

第一章　総　則

（名称及び事務局）
第１条　本会は、鈴鹿市立白子中学校と称し、事務局は白子中学校に置く。
（目的）
第２条　本会は、保護者と教職員が一体となって家庭・学校及び社会における生徒の福祉を増進すると共に会員相互の研修を目的とする。
（事業）
第３条　本会は、目的達成のために次の事業を行う。
１．学校と家庭が密接に連携して、生徒の健全育成に努力する。
２．学校における施設改善を図って、教育的環境を良くするために努力する。
３．非行防止・要扶的生徒の援助・保健衛生等の生徒救護全般の強化を図る。
４．会員の教養を高めるために学校参観・講演会・研究会・懇談会などを開催する。
５．学校運営に関し、必要に応じ当局の積極的施策を要請する。
６．ＰＴＡ活動の推進を円滑にするために広報活動を行う。
７．その他、必要と認めた事業を行う。

第二章　会　員

（会員）
第４条　本会の会員は、白子中学校の在籍生徒の保護者と、白子中学校教職員をもって組織する。
１．本会の会員は、会費を納めるものとする。

第三章　役員・地区委員・委員

（役員）
第５条　本会に次の役員を置く。（Ｐ：保護者、　Ｔ：教職員）
【本部役員】　会長（Ｐ１名）、副会長（Ｐ１名）、書記（P1名、T1名）
　会計（Ｐ１名、Ｔ１名）
【各専門部】　安心安全部長・副部長（Ｐ２名）、広報部長・副部長（Ｐ２名）
　福祉部長・副部長（Ｐ２名）、家庭教育学級長・副学級長（Ｐ２名）
　バレーボール部長（Ｐ１名），各専門部顧問（Ｔ各１名）
【顧問】　顧問２名（学校長・前年度会長）

（役員の任務）
第６条　役員の任務は、次の通りとする。
１．会長は、本会を代表とし、一切の会務を統括し、本部役員会・合同委員会の運営を掌る。
２．会長は、市Ｐ連におけるブロック代表役員を兼務する。
３．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
４．書記は、すべての会議に関する正確な記録を作り、これを保管し、本会の文書事務を行い、各会合の通知を発送する。
５．会計は、会の会計を掌る。
６．広報部長は、本会との連絡を密接にし、広報活動に携わる。
７．安心・安全部長は、本会の連絡を密接にし、その活動の向上を図る。
８．福祉部長は、本会の連絡を密接にし、学校・生徒の福祉活動を援助する。
９．家庭学級長は、本会との連絡を密接にし、家庭教育学級を開設し、その活動の向上を図る。
１０．バレーボール部長は、本会との連絡を密接にし、スポーツ活動に携わる。
１１．顧問は、会長が委嘱し、委嘱された顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。
１２．各専門部顧問は、保護者部・安心安全部・家庭教育学級・広報部・福祉部・バレーボール部の各専門部の運営にあたり、その活動を援助する。
（役員の選出）
第７条　役員の選出は、次の通りとする。
１．役員の選出は原則として、役員・地区委員選出地区割表に基づいて各地区より選出し、総会にて承認を受ける。
２．バレーボール部の部長は、その母体で選出する。
３．学校側の書記・会計及び部顧問は、学校長の推薦による。
４．会長は原則として、前年度第１副会長が就任する。
５．役員の選出は原則として、現小学校６年生の保護者からは選出しないものとする。

（役員の任期）
第８条　役員の任期は１年（次期定期総会まで）とし、留任をさまたげない。
（地区長）
第９条　本会に次の地区の地区長を置く。
（１）　旭が丘・桜島・稲生各地区より地区割表に基づいて選出する。

（地区長の任務）
第１０条　各地区長は、本会と地区及び各地区委員との連絡・調整を図る。
（１）　地区委員長の任期は１年とし、留任をさまたげない。

（委員）
第１１条　本会に次の委員を置く。
（１）　地区委員　　（２）　会計監査委員

（委員の任務）
第１２条　委員の任務は次の通りとする。
１．（１）　地区委員は、生徒の校外指導を行うと共に目的達成のために事業運営に参加する。
（２）　地区委員は、広報部・安心安全部・福祉部のいずれかの専門部に所属する。
（３）　地区委員は、地区ＰＴＡ行事開催の推進者として、連絡・調整を図地区活動の運営にあたる。

２．　会計監査委員は本会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

（委員の選出）
第１３条　委員の選出は、次の通りとする。
１．地区委員の選出は原則として、役員・地区委員選出地区割表に基づいて各地区より選出し、各地区にて承認を受ける。
２．但し、原則として本部役員・部長は地区委員から除く。
３．本会の会計を監査するため、会計監査委員を２名（Ｐ２名）置く。
４．会計監査委員の選出は、合同委員会において推薦し、総会の承認を受ける。

第四章　　機関会議

（機関会議）
第１４条　本会の活動を具体的に推進するために、次の機関会議をもつ。
議事はすべて出席者の過半数の賛成によって成立し、可否同数のときは議長の決するところによる。
１．　総会
（１）　総会は、本会の最高議決機関であって、定期総会は年１回会長が招集して、これを開く。但し、会長が必要と認めたとき、又は会員の３分の２以上の要求があった場合、臨時総会を開くことができる。
（２）　総会は、委任状を含む会員の３分の２以上の出席によって成立し、出席会員の過半数をもって決議する。可否同数のときは議長の決するところによる。
２．　本部役員会
本部役員会は、本部役員により諸行事の立案・計画に参画し、緊急重要事
３．合同委員会
（１）　本部役員・各専門部長と地区長が合同で随時会議をもち、総会に代わる緊急重要事項について審議する。各専門部は副部長が代理出席できるものとする。
（２）　本会の通常議決機関として随時開催し、予算・決算・方針・事業計画・会則の改廃・活動報告・役員の選出等を審議する。

第五章　　会　計

（会計）
第１５条　本会の会計は、会費・事業収益及び寄付金をもって運営にあたる。
１．本会の会費は、一会員月額２００円とし、年２回（４月・９月）徴収する。
但し、臨時徴収する場合は総会の議決によりこれを決める。

（会計年度）
第１６条　本会の会計年度は、毎年４月１日から始まり、翌年３月３１日までとする。

（会計監査）
第１７条　本会の会計について、毎年年度末に会計監査委員が公平かつ妥当であるか監査を行い、その結果を総会にて報告する。

付　則

（会則の改廃）
第１８条　本会則の改廃は、総会によって成される。

（運営に関する細則）
第１９条
１．本会の運営に関し、必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、合同委員会の議決を得て定めることができる。
２．細則を制定又は改廃した場合は、次期総会において報告しなければならない。
３．年度始めの総会において、その年度の事業・予算・役員承認・その他必要な事項の審議を行う。
４．家庭教育学級生・バレーボール部員は、新年度に全会員より希望者を募集する。
５．慶弔規定は付表の通りとする。
６．この細則は、合同委員会において賛成がなければ改正できない。
７．平成２６年度より、野町東地区を稲生地区から桜島地区に変更する。
８．市Ｐ連、小学校会長の役員経験者は永久免除とする。
９．本部役員・各専門部長・副部長・地区長経験者は永久免除とする。
10．各地区の選出対象は現中１・２年生から行う事とする

- 昭和５８年４月２１日一部改正
- 昭和５９年４月２７日一部改正
- 昭和６３年４月１８日一部改正
- 平成 元年４月１７日一部改正
- 平成　２年４月１６日一部改正
- 平成　４年４月２０日一部改正
- 平成　６年４月２３日一部改正
- 平成　７年４月１５日一部改正
- 平成　９年４月１９日一部改正
- 平成１２年４月１５日一部改正
- 平成１４年４月２６日一部改正
- 平成１５年４月１８日一部改正
- 平成１６年４月２７日一部改正
- 平成２０年４月２５日一部改正
- 平成２１年４月２４日一部改正
- 平成２２年４月２３日一部改正
- 平成２３年４月２２日一部改正
- 平成２４年４月２０日一部改正
- 平成２５年４月１９日一部改正
- 平成２６年４月１８日一部改正
- 平成２７年４月１８日一部改正
- 平成２８年４月１６日一部改正
- 令和４年　４月１５日一部改正　１９条.10
- 令和５年４月１４日一部改正
- 令和５年１１月１日一部改正

慶弔規定は、次の通りとする。

令和５年度　事業報告

月度	役員会日程	本部	保護者部	家庭教育学級	広報部	安心安全部	福祉部	バレーボール部
4		★PTA総会配信		家庭学級研修会				SFV大会
5	5/2(火)	第1回 本部役員会 第1回 合同委員会	母女会	学級生募集	第1回部会 （年間計画策定）	第1回部会	第1回部会	部員募集
6	6/13(火)	第2回 本部役員会 第2回 合同委員会 あいさつ運動 6/12(月)	第1回部会	学級開級式	第2回部会	交通街頭指導	花の植え替え	
7	7/4(火)	第3回 本部役員会 第3回 合同委員会				あいさつ運動 7/10(月)		フェニックス杯
8		奉仕活動	夏期パトロール 奉仕活動	奉仕活動	奉仕活動	奉仕活動	奉仕活動	SFV大会 ラルヴァ杯 奉仕活動
9	9/5(火)	第4回 本部役員会 第4回 合同委員会	第2回部会	あいさつ運動 9/11(月)	あいさつ運動 9/11(月)	交通街頭指導		あいさつ運動 9/11(月)
10	10/10(火)	第5回 本部役員会 第5回 合同委員会	講演会 あいさつ運動 10/10(火)	給食試食会	第3回部会		あいさつ運動 10/10(火)	鈴鹿市9人制 バレーボール大会
11	11/7(火)	第6回 本部役員会 第6回 合同委員会 あいさつ運動 11/13(月)	セミナー参加				花の植え替え	近隣校大会 フェニックス杯
12	12/5(火)	第7回 本部役員会 第7回 合同委員会				あいさつ運動 12/11(月)		
1				学級閉級式 あいさつ運動1/15 (月)	あいさつ運動 1/15(月)			あいさつ運動 1/15(月)
2	2/6(火)	第8回 本部役員会 第8回 合同委員会 役員引き継ぎ	あいさつ運動 2/13(火)		「ふれあい」発行		あいさつ運動 2/13(火)	
3	3/5(火)	第9回 本部役員会 第9回 合同委員会						鈴鹿市9人制 バレーボール大会
	3/29(金)	★会計監査 R5 会長　第1／第2副会長　会計　R4 第2副会長　会計						

令和 6年度　事業計画（案）

月度	本部	家庭教育学級	広報部	安心安全部	福祉部	バレーボール部
4	本部役員会 ★PTA総会					
5	第1回 本部役員会 第1回 合同委員会	学級生募集	第1回部会 （年間計画策定）	第1回部会	第1回部会 母女会	部員募集
6	第2回 本部役員会 第2回 合同委員会 あいさつ運動	学級開級式＆ パーソナルカラー講座	第2回部会	交通街頭指導	講演会	
7	第3回 本部役員会 第3回 合同委員会			あいさつ運動		フェニックス杯
8			「ふれあい」発行	夏期パトロール		SFＶ大会 ラルヴァ杯
9	第4回 本部役員会 第4回 合同委員会	あいさつ運動	あいさつ運動	交通街頭指導		あいさつ運動
10	第5回 本部役員会 第5回 合同委員会	給食試食会	第3回部会 文化祭撮影		あいさつ運動	鈴鹿市9人制 バレーボール大会
11	第6回 本部役員会 第6回 合同委員会 あいさつ運動				花の植え替え セミナー	近隣校大会 フェニックス杯
12	第7回 本部役員会 第7回 合同委員会			あいさつ運動		
1		学級閉級式＆ AGFコーヒー講座 あいさつ運動	あいさつ運動			あいさつ運動
2	第8回 本部役員会 第8回 合同委員会				あいさつ運動	
3	第9回 本部役員会 第9回 合同委員会		「ふれあい」発行			鈴鹿市9人制 バレーボール大会
	★会計監査　令和6年度会長・副会長　令和5年度会計・第2副会長					

第６号議案　PTA会則の一部改正のついて

付則　第１９条　１０項

現行の会則	改正案
１０．各地区の選出対象は現中１・２年生から行う事とする。 （桜島地区の令和８年度入学から中１年生も選出対象となります）	１０．各地区の選出対象は現中１・２年生から行う事とする。 ~~（桜島地区の令和８年度入学から中１年生も選出対象となります）~~